

第 8 8 2 回 教育委員会会議録

日時

令和 6 年 9 月 2 0 日（金）

午後 1 時 3 0 分から午後 1 時 5 0 分まで

場所

御殿場市役所 5 階大会議室

出席者

1 番 教育長	勝亦 重夫	2 番 委員	渡邊 直子
3 番 委員	長田 光男	4 番 委員	勝又 英和
5 番 委員	杉山 ゆかり	6 番 委員	大西 孝明

陪席者

教育部長

教育総務課長

教育施設課長

学校教育課長

社会教育課長

学校給食課長

図書館調整監

西学校給食センター所長兼

高根学校給食センター所長

教育施設課参事

教育総務課副参事

社会教育課課長補佐

社会教育課課長補佐

事務局

教育総務課副参事

教育総務課主任

議事

御教議第 4 7 号

御殿場市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）
について

開会

教育長

本日は委員全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。

ただ今から御殿場市教育委員会 9 月定例会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配布の日程により進行いたしますので、ご了承願います。

それでは会議録署名人の指名を行います。教育長の指名により決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。

3 番 長田 光男 委員 と、

6 番 大西 孝明 委員 をお願いいたします。

次に会期であります、本日 1 日間といたします。

なお定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますのでよろしくお願いします。

教育長報告

教育長

2学期がスタートして3週間余りとなりました。夏休み期間中は御殿場の子供たちに大きな事故や事件はなく、落ち着いた生活ができたようです。2学期には運動会や文化祭、修学旅行など多くの行事が計画されており、子供たちが大きく成長する大切な時期になります。人と人との関わり合いの中で自分自身の心を大きく育ててほしいと願います。

6月から始まった人事管理訪問は、残すところ5校となりました。子供たちの笑顔や明るい声に元気にさせられます。落ち着いた雰囲気での学習に取り組んではいますが、それぞれの学級には支援の必要な子供も少なからずいるので人手をなんとか増やしていきたいと考えています。

皆さんもご存じのことと思いますが、この定例教育委員会で渡辺委員が教育委員を退任されます。教育委員として4年間ご尽力いただきました。ありがとうございました。

8月21日 園長会 市民大学講座開講式

教育長

今年度の大学講座は昨年度と同様に5回の講座を開きます。第1回は講師として市長をお迎えし、「御殿場のまちづくり」について話をいただきました。

8月26日 部長連絡会 エコアクション報告会
技能功労賞選考委員会

教育長

それぞれの中学校(2年生)の代表で組織されたエコ隊が、エコアクション2024(第25回こども環境会議)の報告を、市長、議長に行い、同時に環境問題に関する提案書を提出し懇談を行いました。

8月27日 地域社会貢献褒章選考委員会
8月28日 定例記者発表・記者会見
8月29日 総合防災訓練 市町教育委員会訪問

教育長

今年の総合防災訓練は、富士山噴火直後から数週間にわたる長いスパンでの対応について訓練を行いました。

8月30日

総合教育会議 試験委員会

教育長

総合教育会議では、部活動の地域移行や地域連携について委員の皆さんからご意見をいただきありがとうございました。意見交換が活発にでき、充実した内容となりました。

9月2日

部長連絡会 市校長会

9月3日

市議会定例会（初日）

9月4日

市議会定例会（2日目） 市教頭研修会 園長会

9月5日

市議会定例会（3日目）

9月9日

人事管理訪問（東小）

教育長

夏休み明けからあまり時間のない中での訪問でしたが、子供たちは大変落ち着いており、明るい表情で学校生活を送っていました。

9月10日

校長人事評価面談

9月11日

市議会定例会（4日目）

教育長

一般質問 森 順 議員

「学校給食の現状と食育の取り組みについて」

高木 理文 議員

「郷土資料の利活用について」

9月12日

市議会定例会（5日目）

教育長

一般質問 小林 恵美子 議員

「多文化共生社会の推進について」

9月13日

市議会定例会（6日目）

9月14日

わらじ供養祭

9月17日

人事管理訪問（神山小・高根小）

9月18日

市議会定例会（7日目） 就学支援委員会

9月19日

市議会定例会（8日目） 園長会

9月20日

秋の交通安全運動 人事管理訪問（南中）
定例教育委員会

議事

教育長

それでは、はじめに事務局から一言お願いします。

教育部長

改めましてこんにちは。

この体制で協議を行うのも、本日の委員会で最後となります。

職務代理者の渡邊委員には4年間本当にありがとうございました。

本日が最後となりますが、よろしくお願いいたします。

本日の議案は1件となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

教育長

それでは、議事に入ります。

御教議第47号

御殿場市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）について

教育長

それでは、御教議第47号「御殿場市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）について」を議題といたします。

教育長

それでは内容説明をお願いします。

社会教育課長

ただいま議題となりました御教議第47号について説明いたします。議案書2ページ及び御教議第47号資料をお願いします。

御教議第47号資料の1ページをお願いいたします。

はじめに、1の改正の概要であります。新図書館整備事業につきまして、令和8年4月の開館に向け、郷土資料館機能を持つ図書館を市民交流センターふじぎくら南側へ新たに整備することに伴い、運用上必要な規定を整備することを目的として、御殿場市図書館条例施行規則の一部改正をするものです。

なお、令和6年6月20日定例教育委員会においてご審議いただきました御殿場市図書館条例の一部改正につきましては、御殿場市議会9月定例会に議案を上程し、令和6年9月3日に議決いただいたところでございます。

2の改正の内容として、4点ございます。

まず、1点目は第4条の改正です。図書館資料の貸出しの際は、図書館利用カードを職員に提示する必要がありますが、新図書館開館に伴って導入するICタグを活用したセルフ貸出機を用いて図書館資料の貸出しを受ける際は、提示が不要となることから、その旨を但し書きとして加えるものでございます。

2点目は、第4条の2を新たに規定するものです。新図書館開館に伴い、図書館資料の貸出しの際において、図書館利用カードの提示のほか、マイナンバーカード及びスマートフォン等の情報通信機器に表示された利用者情報の提示による貸出しもできるよう機器を整備することから、その旨を規定するものでございます。

3点目も2点目と同様、第4条の3を新たに規定するものです。新図書館の開館に併せて、電子図書館サービスを導入いたします。そのサービスの運用に最低限必要なルールを規定するものでございます。

4点目は、様式の改正です。御殿場市立図書館条例の一部改正により、図書館の位置を改め、また、新図書館に置く施設のうち、多目的会議室及びグループ学習室については、利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる利用料金制を導入します。今回、参考として1ページ下部に内容を掲載しておりますが、これに伴い図書館利用カードや利用承認申請書等、内容の修正が必要となった様式について内容を一部変更するものでございます。

3の施行予定日は令和8年4月1日となります。教育委員会への上程・議決等を得てから施行日まで1年半程度ありますが、令和6年6月20日定例教育委員会における条例一部改正のご審議の際にご説明申し上げましたとおり、新御殿場市立図書館においては現在と同じく指定管理者制度を導入予定であり、開館に合わせて、再度、指定管理者を公募・選定し、令和8年4月1日から管理運営を行わせる予定としておりますが、この新指定管理者に管理業務とは別に新図書館の新規図書資料の選定、図書資料の配架計画や、移転計画の策定及び実際の移転業務を委託する予定であることから、開館日から逆算した結果、この時期の上程とさせていただきますものであります。

2ページ・3ページをお願いします。こちらは規則の改正案です。3ページの下段、附則の2では経過措置として、改正前に交付された利用カードは、改正後に交付された利用カードとみなす。こととしており、附則の3の準備行為については、施行前に行うことができる。こととしております。

4ページから11ページまでは、規則の新旧対照表となります。

なお、本日お配りさせていただきました参考資料に、今回の一部改正に係るICタグ等、導入する機器及びシステム等のイメージ図を参考といたしまして、添付させていただきましたので、後程ご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。

教育長

ただいま御教議第47号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

長田委員

御殿場市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）第4条の3第2項で、「電子図書館サービスを利用できる者は、第3条第2項第1号及び第2号に該当する登録者」とあるが、具体的にはだれになるのでしょうか。

図書館調整監

電子図書館を使える方というのは、基本的に市内に住所を有する方と市内に通勤又は通学している方です。

広域利用として、近隣の市町と連携して貸し借りができる協定を結んでおりますが、電子図書館については、市内住民に限定しております。

これは他の市町も同様の対応をしております。

長田委員

まず、電子書籍の所有権はだれにあるか。そして、電子図書館の場合、一つの本のデータを複数人が閲覧するということもあろうかと思えます。不正にダウンロードされないのか、等の懸念があります。

また、電子図書館の利用者は何人くらいを予想しておりますか。

図書館調整監

電子書籍の所有権は購入する市にあることになりますが、電子書籍にそれぞれに契約があり、買い切りの書籍もあれば、購入から2年経過すると権利が消滅するというものもあります。

貸出は、1コンテンツに対し、一人を原則としております。また、システム上ダウンロードはできない仕様となります。

他市町の様子を見ると、利用者数は、利用開始直後はかなりの人数が利用する傾向にありますが、一定程度時間がたつと利用者数は停滞することが多いようです。読み放題のコンテンツなどを導入して、利用率が停滞しないように研究を進めてまいります。

渡辺委員

現状は、カードの作成は図書館にいなければなりませんが、電子図書館ではカードの申請は電子で可能となりますか。

図書館調整監

現状では対応しておりません。しかし、電子図書館開始までには、電子申請が可能になるようにしていきたいと考えております。

教育長

ご質疑ございますか。ほかに質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第47号「御殿場市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）について」を原案どおり承認することに決しました。

その他・閉会

教育長

他に皆さまから協議、確認事項等ございますでしょうか。

教育長

それでは他に無いようですので、以上で御殿場市教育委員会 9 月定例会を閉会といたします。

午後 1 時 5 0 分 閉会

会議録署名人

上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。

3 番委員

6 番委員
